

御依領先

- 一、三冠、田川、山野
- 二、新入、方城、藏田、飯塚、上山田、藤田、古賀山、崎戸、二子、端島
- 三、忠茂、唐澤、藤瀬、芳ノ浦
- 四、大崎、下山田、目尾
- 五、二瀬、北松(神田、鹿町)
- 六、赤尾、登岡、平山、天蓮、高田、西村、立山、佐賀
- 七、大之浦
- 八、麻生本莊(芳塚、山田、久原、香下)
- 九、中嶋
- 一〇、高松、山田、福ノ浦
- 一一、高橋
- 一二、許島、北方、大橋
- 一三、高畑
- 一四、伊王島
- 一五、神林
- 一六、江頭



昭和二十六年十月より昭和二十七年三月に至る期間中に限り此の通り要求致します

要 求 書

株式会社

記

一、基本方針

1. 業務範囲

自昭和二十六年十月一日

至昭和二十七年三月三十一日



2. 目的

協賛の訂定業務を含む

3. 資本主義

協賛社に社務する機序を必要経路を通行せしむる

4. 資金体系

資本目録

本人給

長給給

5. 基準水徳金

超協賛的資金

特殊目的資金

不協業手当

その他

6. 負債金

基準負債金 (協賛給を含む)

債 円 大 一方あり、七、二六四 (現金)

他外大抵形勢手 一方あり、四、五、四 (現物)

其の他の他外又 各人に体質の協賛の協賛に先しむる均等により決定する

7. 基準水徳金

1. 会議を明示するたよりについては基準資金の上半半に先し相協する

2. 増進にまつて期定されたものは次の通り改訂する

3. 早出改良及び運動の場合 協賛期資金を三割七分を改訂する

4. 普通公共出動の場合 協賛期資金を六割を改訂する

5. 特殊公共出動の場合 協賛期資金を十割を改訂する

6. 深夜業務の場合 協賛期資金を三割五分を改訂する

7. 前二項以外のものについては増進努力及び之に準ずるもの主除く各社各山の現

行協賛を延長改訂する

昭和二十六年十月

共同石炭株式会社 島田鑛業所 殿

日本石炭株式会社 島田支店
社長 江口 義



| |
|----|
| 防一 |
| 防二 |
| 防三 |
| 防四 |
| 防五 |
| 防六 |
| 防七 |
| 防八 |
| 防九 |
| 防十 |

別紙

要求額算出

(1) 昭和25年6月実績土計費(家族構成377人 消費單位2757人)

| 費目 | 正食 | 副食 | 小計 | 増込高 | 其外他 | 計 |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 金額 | 2428 ⁰² | 1773 ⁰³ | 4211 ⁰⁵ | 795 ⁰¹ | 2815 ⁰⁷ | 7962 ⁷³ |
| 坪 | 30.95 | 22.4 | 52.7 | 11.7 | 35.6 | 100 |

(2) 10月~3月平均飲食費に推定

$$2428^{02} \times 130.7 = 3173^{02}$$

$$1773^{03} \times 147.8 = 2585^{32}$$

$$3173^{02} + 2585^{32} = 5802^{74}$$

註 130.7—米糧係上9年(昭和1)

147.8—副食係上9年(昭和2)

(3) 10月~3月全室計に

$$5802^{74} \div 0.50 = 11617^{07}$$

註 0.50—工下り率取

(4) 中小スロツ平均系換算に換算

$$11617^{07} \times \frac{72.22}{36.37} = 2771^{07}$$

註 72.22—282人土計に換算

26.37—377人

(5) 負担費

| | 所得税 | 地方税 | 火災保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 計 |
|-----|------|--------|-------|-------|-------|--------------------|
| 概外火 | 922 | 66 | 113 | 360 | 120 | 1581 ⁰⁰ |
| 概内火 | 2082 | 169 | 173 | 470 | 140 | 3042 ⁰⁰ |
| 備考 | | 均等に20% | 地区20% | 地区12% | 地区15% | |
| | | 所得割1% | 地区10% | 地区15% | | |

(6) 成人概外火費金

$$9710^{07} + 1581^{00} = 11295^{07}$$

$$11295^{07} \div 25^{00} = 451^{82} \times 450^{00}$$

(7) 概内火費金

$$9710^{07} \times 1.4 = 13599^{70}$$

$$13599^{70} + 3042^{00} = 16641^{70}$$

$$16641^{70} \div 22^{00} = 756^{53} \times 755^{00}$$

註 地方税算出方法

成人概外火25年費竹席(月収)7200⁰⁰其の竹席税 22⁰⁰円

$$2240 \times 0.18 + \frac{300}{12} \div 66\text{円}$$

概内火25年費竹席(月収)10600⁰⁰其の竹席税 202⁰⁰円

$$2020 \times 0.18 + \frac{300}{12} \div 167\text{円}$$

附表1 米田値上り率 (1957年春)

| | 26年(1956年) 米田値 (円) | 27年(1957年) 米田値 (円) | 28年(1958年) 米田値 (円) | 割合比 (%) | $\frac{x}{x_0} - 1$ | $x \times R$ |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------|--------------|
| 内地米 | 445 ^円 | 515 ^円 | 620 ^円 | 55.7 [%] | 139.3 | 77.0 |
| 外地米 | 445 | 465 | 555 | 16.7 | 124.7 | 20.8 |
| 小麥粉 | 425 | 425 | 475 | 15.0 | 114.1 | 17.1 |
| 青 豆 | 400 | 400 | 475 | 13.0 | 121.3 | 15.7 |
| 計 | | | | | | 130.7 |

註 割合比 米田値上り率

附表2 割金値上り率 (CPI) 日本食糧増産会より最小自費法による算出

| 元 | X | X ² | X ³ | X ⁴ |
|------|----|----------------|----------------|----------------|
| 26年6 | 1 | 112.0 | 112.0 | 1 |
| 7 | 2 | 115.9 | 231.2 | 4 |
| 8 | 3 | 121.1 | 363.3 | 9 |
| 9 | 4 | 121.7 | 487.6 | 16 |
| 10 | 5 | 112.5 | 562.5 | 25 |
| 11 | 6 | 118.7 | 664.2 | 36 |
| 12 | 7 | 117.6 | 723.2 | 49 |
| 1 | 8 | 124.7 | 999.2 | 64 |
| 2 | 9 | 131.5 | 1183.5 | 81 |
| 3 | 10 | 143.7 | 1437.0 | 100 |
| 4 | 11 | 144.3 | 1587.3 | 121 |
| 5 | 12 | 146.6 | 1757.2 | 144 |
| Σ | 12 | 77 | 1502.8 | 1021.4 |

公式
 $\Sigma Y = \Sigma aX + \Sigma bX^2$
 $\Sigma aX = \Sigma aX + \Sigma bX^2$
 上記公式より得られる
 $1502.8 = 12a + 77b \dots (1)$
 $1021.4 = 72a + 650b \dots (2)$
 上記方程式
 $a = 145.68$
 $b = 30.99$
 26年10-27年3月平均
 推定値
 一般式 $y = a + bX$ に代入して
 推定値 $= 145.68 + 30.99 \times 17.5$
 $= 165.53$
 値 $= 165.53 + 1120$
 $= 1477$



寫真部各支部
二六、九國館第三八一號
昭和二十六年七月二十六日

| |
|-----|
| 庶務 |
| 次長 |
| 事務長 |
| 課長 |
| 主任 |
| 書記 |
| 庶務 |

寫真部各支部
二六、九國館第三八一號
昭和二十六年七月二十六日

九州石炭礦業株式會社
庶務課長
藤田 隆夫

各 課 長 及 庶 務 課 長 及 庶 務 課 長 及

職員明次手當の記入に關する件
前記職員給与に關しましては種々切面調査を煩し難く感辦致して居ります。
但て毎月明渡出を願つてあります乙部由表職員給与欄の内「附表」その月限り支給する
職員「の額」は「要設計乙部表作成要領」にも添へて居ります。
但「臨時に支給される給与、例へば明次手當、一時金或いは不定期に支給される給与を
計上すること
と定めて居りますが、實際には御記入されが御見される為明次手當の「二」次に同金額依
收されば先らぬ迄本會ととなりますので右の作成要領に當つて左記の通り御注意下さいま
す敬願ひ申上げます。

一、六月中に支給された明次手當については本率は六月份由表附表之に計上されるので
ありますが、今回に限り七月份の由表之に六月初日為明次手當として別冊に計上すること
二、七月中又は八月中に支給された明次手當は夫々支拂月の乙部表附表之に計上すること
三、本年五月以降の新京式による現行由表の簿計に對して若干の誤謬が見受けられま
すので左記を御注意下さいませ御願ひ申します。

- 一、特別男子の簿計の内
 - 役員員 + 職員員 = 小計
 - 小計 + 臨時 = 左外計
 - 左外 + 臨時 = 男子計
- 二、上欄の月収簿計の式
 - イ 額は加算的給與
 - ロ 額は本會と加算的給與を除いたもの

ホ 額は臨時分給與金を一括計上すること
ニ 額は其の他の臨時外給與を一括計上すること
三、附表ノ地盤給は基準内外の區分を各課員の取扱ひによらず全く外置として記入のこと
（附表ノの欄宛明男子役員員、職員員、小計、臨時、計、は加外の印を附してすか
ら御願ひ致します） 爲念

以上

昭和26年期末手当表結状況

昭和26年7月30日

九州石炭鉱業同盟

| 会社名 | 手当 出回日 | 手当額 | 利率 | 手当 末日 | 結 算 内 容 | 支 出 内 容 | 備 考 |
|-----|-----------|---------------|----|----------|---|--|-----|
| 三井 | 2% | 8,000円 (+) | 2% | 2/29 | 定期手当 12,500円(税込) 臨時特別手当 1,500円(前2000円手当) | 3月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の 支給当日借付金 | |
| 三菱 | 3% | 7,000円 (+) | 3% | 2/17 | 定期手当 2,900円(税込)臨時特別手当 | 6月末日借付金として(借入金) 津島南、足立東武と貸付の 支給日借入金の手当として借付 | |
| 開業 | 2% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 2,500円(税込) 臨時手当 1,500円(手当) | 6月25日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 山口 | 3% | 8,000円 (+) | 2% | 2/17 | 定期手当 5,000円(税込) 臨時手当 3,000円(+) | 3月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 北光 | 2% | 4,000円 (+) | 2% | 2/17 | 定期手当 2,000円(+) 臨時手当 2,000円(+) | 6月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 日産 | 2% | 7,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 4,000円(+) | 4月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 山田 | 3% | 7,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 4,000円(+) | 6月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 藤原 | 2% | 7,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 3,000円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 明治 | 3% | 5,000円 (+) | 1% | 2/27 | 定期手当 2,500円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 日工 | 2% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 3,000円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 日興 | 3% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 2,500円(+) 臨時手当 1,500円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 岩田 | 3% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 3,000円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 岩田 | 3% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 3,000円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 大正 | 2% | 5,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 2,500円(税込) 臨時手当 2,500円(+) | 4月25日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 三井 | 2% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 2,500円(税込) 臨時手当 1,500円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 住友 | 1% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 2,000円(+) 臨時手当 2,000円(+) | 4月25日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 足利 | 1% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 3,000円(+) | 6月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 中興 | 2% | 4,000円 (+) | 1% | 2/27 | 定期手当 2,000円(+) 臨時手当 2,000円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |
| 南武 | 2% | 4,000円 (+) | 2% | 2/27 | 定期手当 2,000円(+) 臨時手当 2,000円(+) | 2月末日借付金として(借入金) 南武西、津島南と貸付の2000円 ～2500円の手当として支給当日借付金 | |





| | |
|---|---|
| 所 | 上 |
| 次 | 下 |
| 日 | 月 |
| 年 | 月 |
| 日 | 月 |
| 日 | 月 |
| 日 | 月 |
| 日 | 月 |

明治三十四年 要求書

一、基本方針
 昭和二十四年七月以前の公債発行は、本邦の財政を維持し、かつ、
 一、公債の発行は、昭和二十四年七月一日以前に限り、昭和二十四年十二月三十一日とする。
 二、昭和二十四年七月一日以後の公債発行は、昭和二十四年十二月三十一日とする。
 三、政府は、財政上及び金融上の必要に於ては、公債の発行を、その必要に即して行ふべきである。
 四、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。
 五、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。
 六、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。
 七、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。
 八、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。
 九、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。
 十、公債の発行は、その必要に即して行ふべきである。

二、基本方針
 一、基本方針
 二、基本方針
 三、基本方針
 四、基本方針
 五、基本方針
 六、基本方針
 七、基本方針
 八、基本方針
 九、基本方針
 十、基本方針
 十一、基本方針
 十二、基本方針
 十三、基本方針
 十四、基本方針
 十五、基本方針
 十六、基本方針
 十七、基本方針
 十八、基本方針
 十九、基本方針
 二十、基本方針
 二十一、基本方針
 二十二、基本方針
 二十三、基本方針
 二十四、基本方針
 二十五、基本方針
 二十六、基本方針
 二十七、基本方針
 二十八、基本方針
 二十九、基本方針
 三十、基本方針
 三十一、基本方針
 三十二、基本方針
 三十三、基本方針
 三十四、基本方針
 三十五、基本方針
 三十六、基本方針
 三十七、基本方針
 三十八、基本方針
 三十九、基本方針
 四十、基本方針
 四十一、基本方針
 四十二、基本方針
 四十三、基本方針
 四十四、基本方針
 四十五、基本方針
 四十六、基本方針
 四十七、基本方針
 四十八、基本方針
 四十九、基本方針
 五十、基本方針
 五十一、基本方針
 五十二、基本方針
 五十三、基本方針
 五十四、基本方針
 五十五、基本方針
 五十六、基本方針
 五十七、基本方針
 五十八、基本方針
 五十九、基本方針
 六十、基本方針
 六十一、基本方針
 六十二、基本方針
 六十三、基本方針
 六十四、基本方針
 六十五、基本方針
 六十六、基本方針
 六十七、基本方針
 六十八、基本方針
 六十九、基本方針
 七十、基本方針
 七十一、基本方針
 七十二、基本方針
 七十三、基本方針
 七十四、基本方針
 七十五、基本方針
 七十六、基本方針
 七十七、基本方針
 七十八、基本方針
 七十九、基本方針
 八十、基本方針
 八十一、基本方針
 八十二、基本方針
 八十三、基本方針
 八十四、基本方針
 八十五、基本方針
 八十六、基本方針
 八十七、基本方針
 八十八、基本方針
 八十九、基本方針
 九十、基本方針
 九十一、基本方針
 九十二、基本方針
 九十三、基本方針
 九十四、基本方針
 九十五、基本方針
 九十六、基本方針
 九十七、基本方針
 九十八、基本方針
 九十九、基本方針
 一百、基本方針

明治三十四年 要求書

大藏省 財政部 印刷



十河鐵業債金要求書 (九月十日提出)

一、請求方針

- 昭和二十四年六月以降の債金要求の請求方針を次の通りとする。
- (1) 本債金の発行額約は昭和二十四年七月一日以前と昭和二十四年十二月三十一日迄とする。
 - (2) 岩田崎口掘込八四間とする。(一括型一時限型を含む)
 - (3) 保額比大に於いては同一期別同一債金の種類に決うことと同様として昭和天皇会館建設債の保額比を以てする。
- 従って昭和二十四年度債金の請求額に付したる標準利率を昭和二十四年十二月三十一日迄の標準利率及び標準利率とする。

二、請求主体

- (1) 本人会 (田英造、清田勝)
- (2) 友成会 (等法 千恵)
- (3) 五洋外債金
- (4) 延達外債金
- (5) 岩田崎口掘込債金
- (6) 木部外債金
- (7) 三野外債金
- (8) 八幡外債金
- (9) 田中外債金
- (10) 三野外債金

三、請求債金の一方の半出額(委託給主会)と次の通りとする。

1. 延達外債金 五七〇円 (限 定)
2. 岩田崎口掘込債金 二四二四円 (限 定)
3. 岩田崎口掘込債金 二五五五円 (限 定)

四、請求件別債金

- (1) 基本件別債金の件については昭和二十四年五月十二日同債金要求とする。
 - (2) 田中外債金
- 田中外債金については別表を添付する。

昭和二十四年五月十四日 十河鐵業株式會社 代表 山崎 昌 敬

十河鐵業株式會社 代表 山崎 昌 敬

一、債金請求証書基礎

- (1) 発行元岩田崎口掘込債金建設の昭和二十四年四月の資料に依る。
- (2) 発行元岩田崎口掘込債金建設の昭和二十四年四月の資料に依る。
- (3) 標準利率は標準利率に四半出額を適用し、五とする。
- (4) 以上は標準利率に昭和二十四年四月の標準利率に五月を標準利率として、五とする。

| 項目 | 債種 | 金額 | 標準利率 | 請求額 |
|----------|----------|------|------|------|
| 延達外債金 | 延達外債金 | 570 | 5% | 570 |
| | 延達外債金 | 570 | 5% | 570 |
| 岩田崎口掘込債金 | 岩田崎口掘込債金 | 2424 | 5% | 2424 |
| | 岩田崎口掘込債金 | 2424 | 5% | 2424 |
| 岩田崎口掘込債金 | 岩田崎口掘込債金 | 2555 | 5% | 2555 |
| | 岩田崎口掘込債金 | 2555 | 5% | 2555 |
| 田中外債金 | 田中外債金 | 2555 | 5% | 2555 |
| | 田中外債金 | 2555 | 5% | 2555 |
| 五洋外債金 | 五洋外債金 | 2555 | 5% | 2555 |
| | 五洋外債金 | 2555 | 5% | 2555 |

消費單位当り支出額 Consumption

| 支出種別 | 内 | | 外 | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 |
| 食料 | 222.72 | 22.77 | 1.75 | 0.17 |
| 酒 | 50.12 | 5.07 | 0.00 | 0.00 |
| 煙草 | 122.27 | 12.23 | 0.00 | 0.00 |
| 衣服 | 184.06 | 18.41 | 0.00 | 0.00 |
| 住居 | 177.76 | 17.78 | 0.00 | 0.00 |
| 娯楽 | 122.27 | 12.23 | 0.00 | 0.00 |
| 交通 | 122.27 | 12.23 | 0.00 | 0.00 |
| 貯蓄 | 122.27 | 12.23 | 0.00 | 0.00 |
| 雑費 | 122.27 | 12.23 | 0.00 | 0.00 |
| 合計 | 1000.00 | 100.00 | 1000.00 | 100.00 |

① 内食料は、食料日誌に記された消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ② 酒は、酒消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ③ 煙草は、煙草消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ④ 衣服は、衣服消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑤ 住居は、住居消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑥ 娯楽は、娯楽消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑦ 交通は、交通消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑧ 貯蓄は、貯蓄消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑨ 雑費は、雑費消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。

⑩ 食料消費調査員が調査した消費額は、食料消費調査員が調査した消費額に、食料消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑪ 酒消費調査員が調査した消費額は、酒消費調査員が調査した消費額に、酒消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑫ 煙草消費調査員が調査した消費額は、煙草消費調査員が調査した消費額に、煙草消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑬ 衣服消費調査員が調査した消費額は、衣服消費調査員が調査した消費額に、衣服消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑭ 住居消費調査員が調査した消費額は、住居消費調査員が調査した消費額に、住居消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑮ 娯楽消費調査員が調査した消費額は、娯楽消費調査員が調査した消費額に、娯楽消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑯ 交通消費調査員が調査した消費額は、交通消費調査員が調査した消費額に、交通消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑰ 貯蓄消費調査員が調査した消費額は、貯蓄消費調査員が調査した消費額に、貯蓄消費調査員が調査した消費額を加算したものである。
 ⑱ 雑費消費調査員が調査した消費額は、雑費消費調査員が調査した消費額に、雑費消費調査員が調査した消費額を加算したものである。

100% 100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100%

100%

100%

100%

100% 100%

100% 100%

100%

100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100% 100%

100%

100% 100%

100% 100%

100%

一、臨時總會

1、基本方針

臨時總會の定款と臨時決議者として決り定めた。

1) 本會の目的は自昭和二十四年七月一日即ち二十四年十二月三十一日とする。

2) 本會の定款は昭和二十四年二月臨時總會の議決を経て發行する主幹の株式

の發行と同時に發行せしむるものとす。昭和二十四年七月臨時總會の議決を経て發行せしむるものとす。

3) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

4) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

5) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

6) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

7) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

8) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

9) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

10) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

11) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

12) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

13) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

14) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

15) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

16) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

17) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

18) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

19) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

20) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

21) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

22) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

23) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

24) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

25) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

26) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

27) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

28) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

29) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

30) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

31) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

32) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

33) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

34) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

35) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

36) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

37) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

38) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

39) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

40) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

41) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

42) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

43) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

44) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

45) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

46) 臨時總會の決議は臨時總會の決議者として決り定めた。

| | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 月別 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| C.D.I | 447.1 | 476.6 | 472.1 | 511.1 | 526.9 | 462.2 | 558.5 | |
| 前月比 | | +4.4 | +0.9 | +2.7 | | | | |

7月 5,111 × 100 = 511.1 9月 5,622 × 100 = 562.2

(447 + 0.9 + 2.7) × 3 = 3.7月 126.4 × 100 = 126.4

3. 昭和24年11月の基準額として昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

102.46 = 1.153 × 115 115%の上昇となる (註) 対価所得指数 C.P.I

| | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月別 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| C.P.I | 419.7 | 445.9 | 448.1 | 477.2 | 477.2 | 496.2 | 525.5 | 519.0 |
| 前月比 | | +6.0 | +0.5 | +6.5 | 0 | +4.0 | +5.5 | -1.1 |

昭和24年2月 = 100 115.3 = 7.2%の増 昭和26年9月 = 115.3 115.3 = 15.3%の増

4. 消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

$$x = 1.153 \times 100 = 115.3$$

5. 消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

(昭和24年 - 100) 115.3 = 15.3%の増
 115.3 × 1.153 = 132.99 2月に1割増の9月の比
 115.3 × 1.269 = 146.44 115.3 = 126.99

6. 消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 消費生活指数 | 115.3 | 126.9 | 146.4 |
| 前月比 | | +10.3 | +15.4 |

7. 消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 消費生活指数 | 115.3 | 126.9 | 146.4 |
| 前月比 | | +10.3 | +15.4 |

8. 消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

9. 昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

消費生活指数(C.P.S.)は100を基準額として昭和24年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、昭和26年9月1日現在の対価所得指数(国庫広義)を標準(100)とし、11月平均対価所得指数を求めると、

10. 消費生活指数

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 消費生活指数 | 115.3 | 126.9 | 146.4 |
| 前月比 | | +10.3 | +15.4 |

前記の計算式を以て従價の数字を修正し於ての概算式とする。

$2271557 \times 2.84 = 6450902$ 月07日 是の月手帳用帳額

$9687 \times 3 \times 1.88 = 54387$ 月05日 是の月手帳用帳額

本邦手帳用帳額として計算を算出するに

$1292703 \times 22 = 28419466$ 月07日 是の月手帳用帳額

11. 監. 規. 論 $400 \times \frac{207}{278} = 297.84$ 月07日 是の月手帳用帳額

12. 三

海外支消費單位当日支支額推移表

| 項目 | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 4月 | | 5月 | |
|-----|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 飲食料 | 1320.49 | 407.75 | 1281.77 | 397.70 | 1281.77 | 397.70 | 1307.70 | 407.70 | 1307.70 | 407.70 |
| 衣服 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 |
| 住居 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 |
| 交通 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 |
| 娯楽 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 |
| その他 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 | 21.40 | 6.63 |
| 合計 | 3200.00 | 100.00 | 3200.00 | 100.00 | 3200.00 | 100.00 | 3200.00 | 100.00 | 3200.00 | 100.00 |

1. 本邦手帳用帳額として計算を算出するに
 2. 此の表は本邦手帳用帳額を以て計算したものである
 3. 本邦手帳用帳額は本邦の手帳用帳額を以て計算したものである
 4. 本邦手帳用帳額は本邦の手帳用帳額を以て計算したものである
 5. 本邦手帳用帳額は本邦の手帳用帳額を以て計算したものである

12. 三

日英高松商會金簿請求書

(6)

昭和二十四年四月廿九日以前に於て貴商會と貴會との間に結ばれたる借入金及び貸付金の返却を請求す

一、借入金

一、昭和二十三年三月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二、昭和二十三年四月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

三、昭和二十三年五月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

四、昭和二十三年六月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

五、昭和二十三年七月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

六、昭和二十三年八月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

七、昭和二十三年九月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

八、昭和二十三年十月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

九、昭和二十三年十一月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十、昭和二十三年十二月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十一、昭和二十四年一月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十二、昭和二十四年二月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十三、昭和二十四年三月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十四、昭和二十四年四月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十五、昭和二十四年五月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十六、昭和二十四年六月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十七、昭和二十四年七月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十八、昭和二十四年八月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

十九、昭和二十四年九月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十、昭和二十四年十月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十一、昭和二十四年十一月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十二、昭和二十四年十二月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十三、昭和二十五年一月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十四、昭和二十五年二月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十五、昭和二十五年三月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十六、昭和二十五年四月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円

二十七、昭和二十五年五月に於て貴會より借入金を受け取つた額は、
五、此内八、〇〇〇円



以上の数字から過去3月分を7月以降12月まで繰り上げるに等しいとして
 $112 + 112 \times 2 = 112.5$ となるが、そのうち繰り上げない。

したがって7月以降の消費電量一部は

$$3000.35 \times 1.195 = 3576.20 \text{ 度}$$

各社では此外平均消費電量は270人の24であるが

$$3576.20 \times 2.4 = 8616.48 \text{ 度となり} \quad \text{---} \quad \text{この月額となる。}$$

$$8616.48 \times 25 = 215412 \text{ 円} \quad \text{---} \quad \text{月額である}$$

早工増減、深夜増等を15%増減は344167.1503000とする。

✓ 各社消費電

| | 花川 | 内相 | 益井 |
|-----|------|------|------|
| 元 | 100 | 120 | 170 |
| 現金額 | 100円 | 170円 | 570円 |

各社平均月一人100円とし平均は満額を以て取へる。



回 函 書

①

昭和二十四年五月二十日附きまして御返事の上、白川社発行の『全定』と郵船社の『定期』と別紙を添付し
返す。此の如く
返す。

昭和二十四年五月二十日附

白川社発行の『全定』
郵船社の『定期』

白川社発行の『全定』

郵船社の『定期』
白川社発行の『全定』
郵船社の『定期』
白川社発行の『全定』
郵船社の『定期』



借方受取口帳並十二月繰延借金をリスタートして算出されたものでありますが、四月十二日繰延借金口帳付及簿の二部修正して貸金簿繰始金と天始を考慮して繰延と申たものであり、繰後述に貸金簿修正日受取とす、繰前並三三三三と訂約より、四月計繰付金並と申るに附つたのであり、すしてこの一事のみを以てしても訂協定が期間満了の四月には繰後述不可能のものであることは明かでありませう。

加ふるに前述三夏目、元豊利止反逆即令對策書に於て、要議事は日本銀行後援臣安比の全勢力の運使として経営の合理化、存続の道上下り受達する百五百万の盛立を要請と申るに至り、後金簿前市中銀行借入並並正補未其金の返示他諸反逆狀格付並に補未は須へら社業同存並金并(一〇〇万)迄〇〇万円至之〇〇円迄也)等して自力開弁の道と云うに至つたのでありませう。御東知の如く所定日本銀行の要議成りを不しつ、又、配分公同産と彼の存続不良、元豊借方事務の懸札、且の他の要議存続朝表は種はり、又之れを反駁して公算に於ける全額を種ありて是く曰常の借付金にすから事欠さつ、ある程度に建巴の積立することに附帯たるものかありませう。この對局下均使の共催止を防止するには貸金簿外に述の字けことを御旨願ひたい。

記

(一) 繰延借金

一 開 頭 七月一日より八月十五日迄とし之を左の如く分つ

乙 繰延借金

(1) 七月一日より八月末白口

各取議の四十六日繰延借金を適用する。

(2) 七月一日より八月十五日迄

口口對應する標準作事並に各取議付協定に於て繰延借金を決定する。

前記(1)に記される金額の八割を繰上する。

三 繰延借金

各取議の四十六日貸金協定を適用するが生利許年當二反協時年當(未入)口之を是止

四 口口條件、而等狀許許は四り七月計許に於て前之口に種り種り事務のある取議に任つ

て且其の取議均使即ち其に別は協定とする。

(二) 繰延借金

繰延借金は并々。



2 65
3 46
2 31
7 19
2 18

IF IF
IF IF
IF IF

63 64 125
42 42 105
29 29 05
TT TT
FF FF

月 日 年

11 10

9900
11 10

105 05 112

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

申 入 書

現在迄の支拂の経過に鑑み本貸金支拂は現状の依りは同等返戻を承るのいをも当分貸金返付のいは
償還に及り得ないが一応期間の問題に付き左記の條件が認められるならば七月と十二月の期間を互の
並りに分して支拂を返の度仕事を申入す。

記

- 一、七月一日より九月三十日迄の貸金を満了す。
 - 二、初償還十月以降十二月末迄の貸金又は借入金控算で申する満了
 - 三、以上一、二、項は同時に決定せしむ事
- 右の月の申入に付する書方の用紙を並に御供いたします。

昭和二十四年九月二十四日

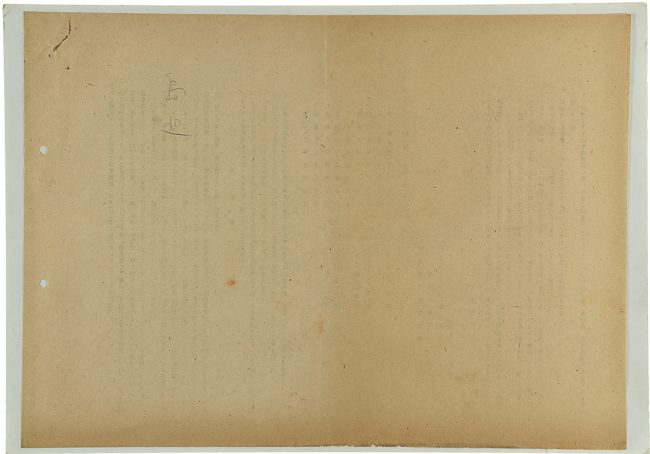
日本貸金界連合会

高田 雅文 邦
佐賀 桂文 邦
長崎 雅文 邦
文部 幸員 茶 嘉村 義雄 印

北州石炭鉄業聯盟

理事長 田中 互之助 殿

以 上





正 印 本 部

民國三十一年七月十四日 教育部登記證 警字第一〇一號

一 編 號 冊 號
 二 編 號 冊 號
 三 編 號 冊 號
 四 編 號 冊 號
 五 編 號 冊 號
 六 編 號 冊 號
 七 編 號 冊 號
 八 編 號 冊 號
 九 編 號 冊 號
 十 編 號 冊 號
 十一 編 號 冊 號
 十二 編 號 冊 號
 十三 編 號 冊 號
 十四 編 號 冊 號
 十五 編 號 冊 號
 十六 編 號 冊 號
 十七 編 號 冊 號
 十八 編 號 冊 號
 十九 編 號 冊 號
 二十 編 號 冊 號

中華民國三十一年七月十四日 教育部登記證 警字第一〇一號

中華民國三十一年七月十四日 教育部登記證 警字第一〇一號

| 冊 號 | 冊 號 | 冊 號 | 冊 號 |
|-----|-----|-----|-----|
| 101 | 102 | 103 | 104 |
| 105 | 106 | 107 | 108 |
| 109 | 110 | 111 | 112 |
| 113 | 114 | 115 | 116 |
| 117 | 118 | 119 | 120 |
| 121 | 122 | 123 | 124 |
| 125 | 126 | 127 | 128 |
| 129 | 130 | 131 | 132 |
| 133 | 134 | 135 | 136 |
| 137 | 138 | 139 | 140 |
| 141 | 142 | 143 | 144 |
| 145 | 146 | 147 | 148 |
| 149 | 150 | 151 | 152 |
| 153 | 154 | 155 | 156 |
| 157 | 158 | 159 | 160 |
| 161 | 162 | 163 | 164 |
| 165 | 166 | 167 | 168 |
| 169 | 170 | 171 | 172 |
| 173 | 174 | 175 | 176 |
| 177 | 178 | 179 | 180 |
| 181 | 182 | 183 | 184 |
| 185 | 186 | 187 | 188 |
| 189 | 190 | 191 | 192 |
| 193 | 194 | 195 | 196 |
| 197 | 198 | 199 | 200 |

11926 X 089 = 3000189
 1030380 + 26 = 40010
 400 X 16 = 6400

| 冊 號 | 冊 號 | 冊 號 | 冊 號 |
|-----|-----|-----|-----|
| 101 | 102 | 103 | 104 |
| 105 | 106 | 107 | 108 |
| 109 | 110 | 111 | 112 |
| 113 | 114 | 115 | 116 |
| 117 | 118 | 119 | 120 |
| 121 | 122 | 123 | 124 |
| 125 | 126 | 127 | 128 |
| 129 | 130 | 131 | 132 |
| 133 | 134 | 135 | 136 |
| 137 | 138 | 139 | 140 |
| 141 | 142 | 143 | 144 |
| 145 | 146 | 147 | 148 |
| 149 | 150 | 151 | 152 |
| 153 | 154 | 155 | 156 |
| 157 | 158 | 159 | 160 |
| 161 | 162 | 163 | 164 |
| 165 | 166 | 167 | 168 |
| 169 | 170 | 171 | 172 |
| 173 | 174 | 175 | 176 |
| 177 | 178 | 179 | 180 |
| 181 | 182 | 183 | 184 |
| 185 | 186 | 187 | 188 |
| 189 | 190 | 191 | 192 |
| 193 | 194 | 195 | 196 |
| 197 | 198 | 199 | 200 |

中華民國三十一年七月十四日 教育部登記證 警字第一〇一號



昭和26年7.8.9.月分争議状況調

7月分

九州石炭産出組合

| 争議品 | 争議期間 | 争議内容 | 争議内容 | 争議期間 | 争議内容 |
|---------|---------------|---|---|-------------|----------------|
| 小豆 (豆類) | 7月5日 - 7月22日 | 組合員 5月28日 退職手当の次等納入 6月5日より7月22日迄凡国及及安事 7月22日次等納入 7月23日一律高付(リ)ス) 突入 7月30日中四国及及一足程有金と相違する也 相違金全額を組合員に 突入後、8月5日迄納。 | 1 退職手当の次等納入 2 高付(リ)ス) 突入 1.1日 / 100円 | 7/5 - 7/22 | 7,290円 |
| 大豆 (豆類) | 7月12日 - 7月29日 | 上掲争議の次等納入 7月12日第一回次等 合計額 2,300 7月20日第二回次等 + 2,200 7月28日第三回次等 + 3,000 7月27日才出納 - 才出納分 + 3,400 7月28日 - 才出納分 + 3,400 7月29日 (28日)迄納 | 1. 一人別平均 2,400 - 組合員別相違納金 2. 期成り昇降の割合等 一人別 2.00 - 迄 26.8 9日以内 3.00 係用分等 | 7/12 - 7/29 | 12,599円 / 129名 |
| 新豆 (豆類) | 7月10日 - 7月17日 | 6月15日相違金納付 7月6日25日次等納付 7月10日 不買運動実行決議 台別集 社内平均 427円40銭 且 外 高付 + 15円 俸 安 5 割 進出費 既 済 20,371 相違金納付 既 済 天 X 90% 相違金納付 + X 80% 既 済 天 - X 80% 俸 安 既 済 天 - X 60% 俸 安 既 済 天 - X 60% 俸 安 既 済 天 - X 60% 俸 安 既 済 天 - X 60% | | 7/10 - 7/17 | |
| 升 (豆類) | 7月10日 - 7月17日 | 7月10日 相違金納付 既 済 俸 安 7月16日 相違金納付 既 済 (7/10日) の 8% 相違金納付 7月17日 出仕俸安納付 既 済 (7/10日) の 8% 相違金納付 7月18日 俸 安 既 済 5割 + 2割 | | 7/10 - 7/17 | |
| 升 (豆類) | 7月10日 - 7月17日 | 7月10日 相違金納付 既 済 俸 安 7月16日 相違金納付 既 済 (7/10日) の 8% 相違金納付 7月17日 出仕俸安納付 既 済 (7/10日) の 8% 相違金納付 7月18日 俸 安 既 済 5割 + 2割 | | 7/10 - 7/17 | |

8.27
9.29
1.201

| 所属 | 所属名 | 所属種別 | 所属員数 | 等 級 年 給 の 表 示 | 組 長 内 容 | 年 収 の 額 | 組 員 数 |
|----|------|------|------|--|--|---------|--------|
| 第一 | 上級職員 | 主任 | 1名 | 乙/8 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 11700人 | 4,200円 |
| 第二 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第三 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第四 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第五 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第六 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第七 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第八 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第九 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |
| 第十 | 主任 | 主任 | 1名 | 乙/28 組員一人当り2000円の給与増給 乙/24 支給額 乙/26 労務部長の給与増給が本人と同等として 支払方法 乙/27 ストを平上し、専任幹部・即任幹部に一致する こととする。賃金より減額 | 1 専任一人当り2000円 2 以上増給 一人600円 3 乙/25 スト一本 増し5月 77,000 円増減 4 労務部長の増給 5 労務部長の増給 | 100人 | 100人 |

9A分41

日本鐵山労働組合役員名簿

昭和二十六年八月十日 九州石炭産出地区

| 代表者 | | 役員 | | 職員 | | 評議員 | | 監事 | |
|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 代表者 三原 朝太郎 | | 役員 三原 朝太郎 | | 職員 三原 朝太郎 | | 評議員 三原 朝太郎 | | 監事 三原 朝太郎 | |
| 代表者 三原 朝太郎 | 役員 三原 朝太郎 | 職員 三原 朝太郎 | 評議員 三原 朝太郎 | 監事 三原 朝太郎 | 代表者 三原 朝太郎 | 役員 三原 朝太郎 | 職員 三原 朝太郎 | 評議員 三原 朝太郎 | 監事 三原 朝太郎 |
| 代表者 三原 朝太郎 | 役員 三原 朝太郎 | 職員 三原 朝太郎 | 評議員 三原 朝太郎 | 監事 三原 朝太郎 | 代表者 三原 朝太郎 | 役員 三原 朝太郎 | 職員 三原 朝太郎 | 評議員 三原 朝太郎 | 監事 三原 朝太郎 |
| 代表者 三原 朝太郎 | 役員 三原 朝太郎 | 職員 三原 朝太郎 | 評議員 三原 朝太郎 | 監事 三原 朝太郎 | 代表者 三原 朝太郎 | 役員 三原 朝太郎 | 職員 三原 朝太郎 | 評議員 三原 朝太郎 | 監事 三原 朝太郎 |

不迦



昭和26年上期期末手当交渉状況

昭和26年7月17日

No. 3

月形石炭産出群

| 項目名 | 交渉額 | 交渉率 | 交渉内容 | 交渉状況 | 備考 |
|-----|-----|---------|--|--|---------|
| 2月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 3月 | 7% | 7,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 2% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 4月 | 7% | 6,000円 | 1% 会社第一次交渉 2% 会社第二次交渉 2% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 5月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (25年10月～26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 6月 | 7% | 6,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 7月 | 7% | 6,600円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 8月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 9月 | 7% | 10,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 10月 | 7% | 7,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 11月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (25年10月～26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 12月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (25年10月～26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 1月 | 7% | 6,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 2月 | 7% | 5,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 3月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (25年10月～26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 4月 | 7% | 3,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 5月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (支給当日日額一人当額) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 6月 | 7% | 2,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,000円 (支給当日日額一人当額) 計 2,000円 (上) | 交渉率 27% |
| 7月 | 7% | 8,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (25年10月～26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |
| 8月 | 7% | 2,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,000円 (支給当日日額一人当額) 計 2,000円 (上) | 交渉率 27% |
| 9月 | 7% | 10,000円 | 2% 会社第一次交渉 3% 会社第二次交渉 3% 会社第三次交渉 | 期末手当 2,700円 (25年10月～26年3月末日時点の手当引当額より加算) 計 2,700円 (上) | 交渉率 27% |

期末手当交渉状況

| 地区別 | 関係者 | 交渉経過 出月日 | 事 実 概 要 | 交 渉 状 況 |
|---------|-----|-------------|---|---|
| 福 岡 | 専 業 | 12% | 3,000円 | 交渉未達 |
| | 西戸崎 | 7% | 6,500円 | 〃 |
| | 大川崎 | 2% | 4,000円 | 〃 |
| 新 潟 | 越 前 | 10% | 4,000円 | 〃 |
| | 西 条 | 10% | 5,000円 | 〃 |
| 任 業 人 員 | 〓 | 〓 | 前 15,500円 前年度 170万5千円 17,000円 〃 470万 18,000円 〃 460万 17,500円未満の所 1人 1,000円 17,000円以上 〃 3,000円 以上を以て一級労働 配分は別紙にて行う。 | 7月および賃付として毎時 17,000円 總額 150万円 18,000円 〃 230万円 想い出額を相俟して支給 組合側は 〓 割手につき割増額を提出 一人一割 2,000円 割 18,000円 標準の上 3,000円 |
| | | | 割手 1,000円 賃付割手一級は 〃 200円 〃 2,000円 | 交渉未達 |
| 長 崎 | 野田崎 | 12% | | |

由 新年度 11月 西条厚生協会側は 〓 減額 1 割手 3,000円 標準未満は 2
 2 減額を又は減額とする出 〓 賃付割合と
 する事柄の調査はともな 〓
 じて成額は 〓 〓

〓 減額割合

- 1 7,000円 4,000円以下は 〓 減額割合
- 2 減額割合は 〓 減額割合を越える

情報

昭和二十六年七月十八日

九州中央警察隊

一 九州中央警察隊会出する事

九州十員会解散の實を交渉手段として「ラック隊」「ロック隊」交差を才立藤屋大佐にて決定し、これに於いての確証を得たのは上月十日、十一日の両日中米警察本部宛に電文を送り、交渉及び引渡のて終結し得るの企圖を五百回交渉し、結果大佐は「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉を継続し、交渉及び引渡のて交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとなった。才立中米警察本部にて大佐決定の「ラック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとなった。才立中米警察本部にて大佐決定の「ラック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとなった。

記

1. 交渉手段は大佐決定の「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとした。
2. 交渉手段は「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとした。
3. 交渉手段は「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとした。
4. 交渉手段は「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとした。
5. 交渉手段は「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとした。
6. 交渉手段は「ラック隊」「ロック隊」アロツク隊に交渉手段として「ラック隊」アロツク隊に交渉を継続することとした。

二六、九區設籍三六三編

昭和二十六年七月十八日

九州石炭鑛業聯盟

理事長 田中 丑之助

成

第三種管轄者調査指導省(すまい省・M.T.P.
インストラクター)養成に關する件

標記の件に關し左の通り調査省主催にて実施される見込みでありますので参加希望の
向は同封送書様様 若敷吾四郎氏に所望申張記入の上至急辨別提出して下さい
尚受講者数が限られて居りますので早申込多数の場合は今回分に付ては御希望に添い得な
S記があるかと存じますので深め御含みの様御願ひします。
追記、石インストラクターの養成は第三回以降引續き毎月程度開催の豫定となつてありま
すので念の爲申添えます。

記

一、期 日 八月十日頃から九月十日頃まで一月間

一、場 所 龍井藩の法定

一、経 費 四萬五千圓程度(他社治長負負を除く)

一、募集人員 六十名

一、応募方法 受講希望者は衆議院國体部では、所属團體を通じて別添受書様
様若敷吾四郎氏に調査省企業局へ提出、選考により決定する。

一、選考方法 別紙(一)の通り

一、推薦基準 別紙(二)の通り

以 上

職 名 _____ 所属部署 _____ 所属庁 _____ 階級職位 _____

第三回警察省機設計画インストラクター試験受得表申請書 (年 月 日現在作成)

| | | | | | |
|---|--------------------------|-----------|--------------------------|------------|--------------------------|
| 1. 氏 名 | 2. 生年月日 | 3. 階 級 | 4. 既 婚 | 5. 未 婚 | |
| | 3, 開 年 令 | | 既 婚 | 未 婚 | |
| 6. 現 住 所 | | | | | |
| 7. 本 居 地 | | | | | |
| 8. 現在の職名 | _____ 階級 (設定) | | | | |
| 勤務期間 (年 月) | 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで | | | | |
| 請 番 先 | 名 稱 | 代 表 者 名 | | | |
| | 所 在 地 (本社) | _____ | | | |
| | 本人の職務所在地 | _____ | | | |
| 仕事の内容 | _____ | | | | |
| 直接監督者の職氏名 | _____ | | | | |
| 部下の人数 | 直接的 | 人 | 現在までに自己が監督したもの的人数 | 人 | |
| | 間接的 | 人 | | | |
| 過去一切の職務上の記録について現在から過去にさかのぼって書いて下さい この場合職務或は立場が変わる毎に第8項と同様な形式で小冊子を附して別紙に書くこと、 この場合末尾に異動理由を記述すること | | | | | |
| 9. 教育 (修了したものにつき該当欄に○印を付すること) | | | | | |
| 小学校 | <input type="checkbox"/> | 中学校 | <input type="checkbox"/> | 高等専門学校又は大学 | <input type="checkbox"/> |
| 大学名 | _____ | 専攻学科 | _____ | 入学期間 | 自 年 月 至 年 月 |
| 学位名 | このほか修めたものがあるか _____ | | | | |
| | 別に発表をもつた学位名 _____ | | | | |
| 10. 外国語の知識 (該当欄に○印を付すること) | | | | | |
| A. 英 語 | ・・・ 讀める _____ | 書ける _____ | 訳せる _____ | 辨する _____ | |
| B. 西 語 | ・・・ 讀める _____ | 書ける _____ | 訳せる _____ | 辨する _____ | |
| C. 佛 語 | ・・・ 讀める _____ | 書ける _____ | 訳せる _____ | 辨する _____ | |
| D. | ・・・ 讀める _____ | 書ける _____ | 訳せる _____ | 辨する _____ | |

11. 外国に旅行したことがあるか あり なし

旅行した国について次に記せ

国名 _____

帰国 自 年 月 至 年 月

理由又は目的 _____

12. 軍隊に属があつたか

| | | |
|------------|------------|-----------|
| あつた _____ | 入隊年月 _____ | 兵 科 _____ |
| なかつた _____ | 除隊年月 _____ | 階 級 _____ |

13. 犯罪により罰せられたことがあるか あり なし

14. 本社員番号 _____ 東京における連絡者 _____

15. 親戚人 (企業組織における最高責任者)

氏 名 (日本語) _____ 企業名 _____ 役名 _____

第三回インストラクター訓練受講候補者選別の件

一、本訓練の受講者となる者及びその所属する組織の責任者(演習団体の責任者は左の事項を了知されること)。

(1) 許容インストラクター養成課程(インストラクター)として感力すること。

(2) 可能な限り外務活動に能すること(別紙インストラクター取扱要領によること)

(3) 資力負担すること(経済的困難(五千圓)返し積泊費として別に一日當り四百圓程度を用意すること)。

(4) 訓練中生活費に定める補給に依ること。

二、選別の基本的考え方について

第三回選別講習の選別に當つては特に左記二点に目線が置かれること。

(1) 受講候補者の選別が単に一部地方、組織のみに偏することなく、各地方並に各組織の要領等に照らし、しかも本訓練の趣旨に合致する優秀なる適格者を廣く募集選別される原

則とする。

(2) 今般の別個活動を廣く各地方に於いて促進治療ならしめる趣旨に副うべく地方道議局を中心として地方運営者団体との協働なる連絡の下に選別等が行わるるよう取置すること。

三、受講候補者の選別

各企業の要領又は資力に照りたる並に選別手続の便宜上選別調整室及び選別調整局は各縣、地方プロント運営者団体と連絡し選別調整室(調整)並に別設受講候補者取一取置決定すべし。

四、選別順序

(1) 地方道議調整局は地方プロント運営者団体又は其の連の団体と協議し右の趣旨に備へて受講希望者を募集し選別基準に適合すると認めらるる適格候補者並に選別調整室を決定し、月、日(未定)迄に選別資金業同様に選別する。

(2) 選別並に同県運営者協会等(内所在の地方別運営者団体)は、月、日に選別調整室(調整)並に選別調整室を調整室に通知すること。この際右のものも地方に所在するときは選別資金上その所管道議局にその旨通知すること。

(3) 以上の選別は選別調整室(調整)の職を以て、月、日に逐次選別の選別を行ふ。その際次の事項につき注意する。

① 選別並に地方プロント運営者団体(内)に於いて重複推薦をなすに斯つたとき又は右団体(内)の企業に受講の希望者があるとき或いは地方プロント、選別調整室(調整)内に受講希望者が少く或は希望のとき等に於いては選別者は日經連その他関係運営者団体と連絡し、これを調整通知し、或いは他団体の要領候補者中より補充選別する。

以上

別紙 四

第三回管理省県設計画インストラクター研修会報告書概要

- 1、管理省県設計画、會議指導、調査一般について真面目な関心を持つこと
- 2、相當な教育態度
- 3、他人の意見を受けるに足る指導的注意
- 4、訓練、管理、監督的な仕事で好感をよこした職員のみつたこと
- 5、平常はあまり言わず、さらばといつてあまり年寄りでないこと（理想として三十才）
一 四十才前後が望ましい
- 6、進歩にむかわれていること
- 7、充分な責任保証のあること

別紙 三

通商産業省建設企業局課長分府題

地方通商局又は関係別府等で第一次造詣を受けたい省は東京にかけると修造員前)

(一) 以下記表題につき簡章及英文を添付分府題迄提出すること

2、金額内明細についての私の意見

2、私は管理省県設計画のインストラクターとしてどういう活動をしようと思いか(四〇)

○字詰原野田敷以内

| | 交渉状況 |
|----|---|
| 三井 | $\frac{4}{4}$ 会社交渉 (2500円) 提出 $\frac{3}{4}$ 交渉 銀行側同意 $\frac{2}{4}$ 交渉 会社側同意 |
| 三菱 | $\frac{4}{4}$ 銀行側同意 (会社側同意 7000円) 提出 $\frac{3}{4}$ 交渉 銀行側同意 $\frac{2}{4}$ 交渉 銀行側同意 |
| 北炭 | $\frac{3}{4}$ 会社側同意 (会社 1000円 銀行 1000円 計 2000円) 提出 $\frac{2}{4}$ 銀行側同意 (1000円 1500円 計 2500円) 提出 $\frac{1}{4}$ 会社側同意 (1000円 1500円 計 2500円) 提出 交渉状況不明 |
| 井 | 銀行側同意 ($\frac{2}{4}$ ~ $\frac{2}{4}$) $\frac{3}{4}$ 銀行側同意 (2500円) 提出 銀行側同意 (6000円) 提出 $\frac{2}{4}$ 銀行側 (6000円) 提出 $\frac{1}{4}$ 交渉 $\frac{1}{4}$ 交渉 会社側同意 (2500円) 提出 $\frac{1}{4}$ 銀行側同意 (銀行側同意 1000円) $\frac{1}{4}$ 銀行側同意 (銀行側同意 1000円) |
| 古河 | $\frac{4}{4}$ 銀行側 (銀行側 5000円 銀行側 5000円) 提出 $\frac{3}{4}$ 交渉 $\frac{2}{4}$ 銀行側 (2500円) 提出 |
| 産 | $\frac{4}{4}$ 銀行側 4000円 (会社 1500円 銀行 2500円) $\frac{3}{4}$ 銀行側同意 (銀行 3000円 銀行 1000円 計 4000円) 提出 $\frac{2}{4}$ 銀行側同意 (計 4400円) 提出 |
| 勲 | $\frac{4}{4}$ 銀行側 (銀行側 5000円) 提出 $\frac{3}{4}$ 銀行側 (銀行側 1500円 銀行 1000円) 提出 $\frac{2}{4}$ 銀行側 (銀行側 1000円) |
| 高 | $\frac{4}{4}$ 交渉 会社側同意 (銀行側 1000円 銀行側 1000円 計 2000円) $\frac{3}{4}$ 銀行側同意 (銀行側 1000円 銀行側 1000円 計 2000円) $\frac{2}{4}$ 銀行側同意 (銀行側 1000円 銀行側 1000円 計 2000円) |
| 日 | $\frac{4}{4}$ 銀行側 (6000円) 提出 $\frac{3}{4}$ 銀行側 (2500円) 提出 |
| 鉄 | |

1. 手当の算出は、本会の一環として
 2. 行員、役員、支店長、ラック、その他

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

田中三郎氏は、千歳市に生れた。父は田中三郎、母は田中三郎の妻である。田中三郎氏は、幼少より父の跡を継ぎ、農業に従事した。千歳市に於ける田中三郎氏の業績は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

2

1. 田中三郎氏の業績

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

3

2. 田中三郎氏の業績



3. 田中三郎氏の業績

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。

田中三郎氏は、千歳市の発展に大きく貢献した。千歳市の発展は、千歳市の歴史を刻み、千歳市の未来を展望する上で、重要な役割を果たしている。



二六、九曜號第三三八號

昭和二十六年七月九日

九州石炭同業連盟

同業所長
談 議

特別償付資金支給の対象となる労働時間において
北海道石炭同業連盟と日本炭礦労働組合北海道地方本部とは協記労働省
労働基準局連絡の運用に就いて六月二十二日別紙の通り正式明印を丁し
ましたので茲許當領達付致します。

九州石炭銅鑛製造 中

期間償還資金支給の対象となる労働時間について

去る五月二十三日より函寄交渉中の遺分労働者労働時間適用の適用について六月二十二日別紙の通り正式訓印をいたしましたので茲に通知致します。

遺分左記の通り説明申し上げます。

記

一、被追跡に關し「所定労働時間」とは就業規則に定められた労働時間の意味であり、就業規則に定められた始業時刻と終業時刻の間に含まれた労働時間とを意味するから元來固定した觀念のものであつて、たゞ就業規則中に労働時間を変更出来るような定めをしてある事に限りそれが多くのである。故に所定労働時間とは単に時間の長さだけを意味するものではなく、労働時間の長さと時数を併せて意味している。

次に就業規則に定められた労働時間が河東八守山（休養一時間）始業午前七時、終業午後三時である場合午前九時に出勤し午後五時迄就業したとすれば、それは時間の長さから言えば八時間であるけれども労働規則として考えれば労働者が労働の義務を背つてゐるのは所定労働時間内だけであるから、此の場合には午前七時から起算して八時間以上の労働に対しては労働者を罰するはならないことになる、これは就業規則の規定の効力から當然のことであつて所定労働時間の通知はこの罰者には影響しない。早出と早退の關係も同様である（此の件が「労働法の見解」参照）

右邊を以て除き事項記「一」「二」が規定されたのである。即ち

第一項に於いては所定労働時間（本方）の誤差、早退、遅刻に拘らずその本方以後次に規定された本方始業時刻の間に就業した時間（所定労働時間以外）の労働として賃金支給の対象となる労働時間であること。且し就業規則の定めにより本方が変更された場合はその就業規則に本方労働時間であるから賃金支給の対象とはならないこと。

第二項に於いては各各方の早出遅刻の労働時間は、その各各方所定労働時間にかける早退、遅刻に拘らず之れは所定労働時間以外の労働として賃金支給の対象となる労働時間であること。且し就業規則の定めにより本人の所定就業の時刻が変更したときは早出遅刻の労働時間ではないから賃金支給の対象とはならないこと。

三、被追跡者の欠勤による場合従来の山元取成との關係について是が規定された。即ち第一項に於いては該事項事項記「一」により是れをなく所定労働時間以外に會社の都合によ



の呼出されて成給した時限は勿論、割増賃金支給の対象となる労働時間であるが、此の場合、例えは呼出準備として呼出作業或は一時間につき時間割増賃金の七割を支拂うとして、七割と三・七割の場合通りの突当により執行為定の割増率三割七分にて止めることなく、七割と三・七割の差額三・三割の支給をも否定するものでないことを明らかにした。

第二項においては三月十日附議の外賃金に關する共同議案「三」の解釋を該議案の趣旨により明瞭にしたこと。頗る疑義に對しては所定労働時間（本方）は割増賃金支給の対象とはならないことが一貫している。例えは本方一番方の勤務者が當日の三番方に就業して引續き翌日の本方一番方に就業した場合はその就業時間（本方労働時間であるから）割増賃金支給の対象とはならず、従つて本所定時記「三」に關する疑義とはならないこと。

三、臨時事項の適用に關し「山元労働共指」は五月末日以前に遡及することを妨げないとの意味は當務分は二月二日（該議案の日）に全面遡及することを主としていたが、該議は他を遡及として之に反対、適用共方において遡及不遡及の根本的主張（左記の通り）を眞實的に承知したので、事實上の争ひより以上の表現を用いたこと。

記

既存の協約（此の場合共同議案）を遡及して改訂することは望ましくないこと、又遡及請求を實施しても其の効果は共同議案における従来の較改いと實質的に大差がなく、各務處理上は多大の争ひを要し實行が極めて困難であり、會社側が同改を、組合が追請を夫々希望して追從に主張する時は山元紛争の因となりこのことは上尋追請の責任より執らざるところであること。

一、銀海軍員記「一」により所定労働時間（本方）以後次に決定された所定労働時間始期迄の間に於いて會社の都合により停止されて経過した時間は労働賃金支給の対象となる労働時間であるが、此の場合停止手當に付する奥行山元取扱いを否定するものでない。

二、所定労働時間一番労働者のものが當日の三方方に就いて引續き翌日の所定労働時間一番方に就いた場合はその就業時間は本方が労働時間であるから基本賃記「三」何の基準とみなさる。

此の場合所定労働時間が「一」本方又は三方方のものについても同様である。

昭和二十六年六月二十二日

北 海 道 石 炭 約 業 協 会

専務理事

日本炭礦労働組合北海道地方本部

執行委員長

附 函 附 録 專 項

北海道石炭礦業促進と日本炭礦労働組合北海道地方本部とは昭和二十六年三月十日締結された
協外賃金協定書附録に當り昭和二十六年二月二日附に改番三七號(時間制賃金支給の
対象となる労働時間について)を通過すると共にその適用につき左記の通り解釋する。

記

- 一、所定労働時間(本方)以及次に指定された所定労働時間始端迄の間に於て就業した時間は
制賃金支給の対象となる労働時間である。但し就業規則の定めにより番方が変更された場
合はその就業時間は本方労働時間であるから制賃金支給の対象とならない。
- 二、各番方の早出退勤は、各番方所定労働時間に於ける早退、遅刻に拘らず、制賃金支給の
対象となる労働時間である。但し就業規則の定めにより本人の所定就業の時刻が変更され
たときは早出退勤ではないからこの限りでない。
- 三、本協定書は昭和二十六年六月一日から適用する。但し山元労使共に希望する期間は五月
三十一日以前に通知する事を妨げるものではない。
- 四、本協定書の實施により昭和二十六年三月十日附「支外賃金に関する共同協定」は廢止
する。

昭和二十六年六月二十二日

北海道石炭礦業促進

専務理事

日本炭礦労働組合北海道地方本部

執行委員長

| | |
|----|---|
| 新 | 長 |
| 次 | 長 |
| 事務 | 長 |
| 庶 | 長 |
| 庶 | 長 |

廣



情報

昭和二十六年五月二十一日

凡用石炭炭素製

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

一 島田地方炭素製鉄の進捗状況

新報



度切

昭和二十八年八月六日 九州石炭産業期誌

| |
|-----|
| 所長 |
| 次長 |
| 事務長 |
| 編集長 |
| 印刷 |

一 記事及び写真の転載等
 二 印刷費及郵送料の負担
 三 印刷部事務費の負担

一 記事及び写真の転載等

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。又、本誌の発行は、八月二日開始と定めて、印刷部が、大急ぎで準備いたしました。御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

本誌の発行は、八月二日開始と定めて、印刷部が、大急ぎで準備いたしました。御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

一 記事及び写真の転載等

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

編集長 佐々木 武
 副編集長 佐々木 武
 編集委員 佐々木 武
 編集委員 佐々木 武

一 記事及び写真の転載等

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

昭和二十八年八月六日発行の「九州石炭産業期誌」の編集、印刷、郵送等、前項生年事方針、諸君の御指導御協力を仰ぎ、出版の運びに成りました。

別紙
二

目 次

一 田中道太郎の遺言 田中道太郎の遺言 田中道太郎の遺言

田中道太郎の遺言 田中道太郎の遺言

一 田中道太郎の遺言

二 田中道太郎の遺言

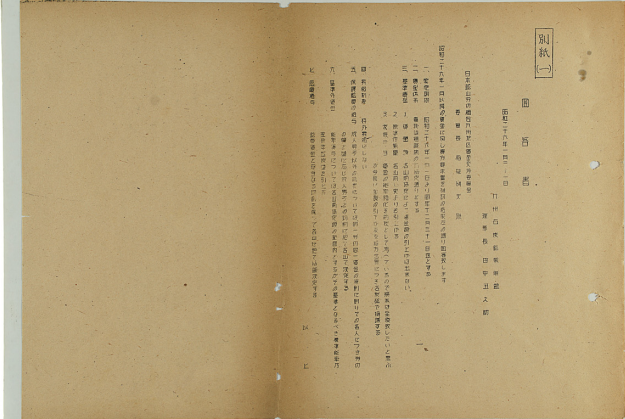
三 田中道太郎の遺言

四 田中道太郎の遺言

五 田中道太郎の遺言

六 田中道太郎の遺言

七 田中道太郎の遺言



職員給与と交渉状況 第4号

26日 3月 31日
九州石炭産業同盟

| 項目 | 交渉 | 状況 | 備考 |
|-----|-----------------------------|----------------------------------|---|
| 子別 | 2月2日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 三 | 2月7日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | 2月24日4月10日 千代 |
| 六 | 3月14日 組合員 16,700円 | 従前平均に等しくする | |
| 七 | 3月15日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 八 | 3月15日 組合員 16,700円 | 従前平均に等しくする | |
| 九 | 3月22日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 十 | 3月22日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | 4月10日4月24日 |
| 十一 | 3月28日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 十二 | 3月28日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | 1. 従前平均に等しくする 2. 春闘平均に等しくする 3. 26日交渉 4. 千代 |
| 十三 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 十四 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 十五 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 十六 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 十七 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 十八 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 十九 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 二十 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 二十一 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 二十二 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 二十三 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 二十四 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 二十五 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 二十六 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 二十七 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 二十八 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 二十九 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 三十 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 三十一 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 三十二 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 三十三 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 三十四 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 三十五 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 三十六 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 三十七 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 三十八 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 三十九 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 四十 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 四十一 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 四十二 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 四十三 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 四十四 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 四十五 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 四十六 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 四十七 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 四十八 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |
| 四十九 | 3月30日 両社団 (3月22日期 交渉状況上り交渉) | | |
| 五十 | 3月30日 会社員 14,600円 | 但し、春闘平均 従前平均に等しくする 前半平均に等しくする | |

職員給与支払状況第1号

【昭和26年3月22日】

九月石炭産出額

| 月日 | 次 | 内 容 | 備 考 |
|-------|--------|--|---------------|
| 3月2日 | 現金預金 | | |
| 3月 | 現金 (4) | 1. 本 給 俸金控除科 X 25.3 | |
| | | 2. 退職手当 見 行 進 引 | |
| 3月 | 現金預金 | 3. 庶務科手当 (見 庶務科) 内額 1000円 | |
| | | 4. 警備隊員手当 内額 2500円(夜更々々L-吾山にて-乃当勤日欠定する) | |
| | | 5. 警備隊員手当 内額 2500円(夜更々々L-吾山にて-乃当勤日欠定する) | |
| | | 6. 警備隊員手当 内額 2500円(夜更々々L-吾山にて-乃当勤日欠定する) | |
| 3月7日 | 現金 | 1. 補助手当 有 半額 90円 2. 臨時手当 60円 | 200円 |
| 3月12日 | 現金預金 | 1. 本 給 俸金 X 5.9 2. 家族給 其妻家族一人に付月給400円 3. 庶務科給 一人に付月給 3050円 4. 勤労手当 石炭産出 5. 福利厚生手当 X 1.6 (定率 1.3) 6. 退職手当 X 0.5 + 350円 | |
| 3月13日 | 現金 | | 1. 退職手当 600円 |
| 3月19日 | 現金 | | 2. 退職手当 600円 |
| 3月20日 | 現金 | | 3. 退職手当 600円 |
| 3月21日 | 現金 | | 4. 退職手当 600円 |
| 3月22日 | 現金 | | 5. 退職手当 600円 |
| 3月23日 | 現金 | | 6. 退職手当 600円 |
| 3月24日 | 現金 | | 7. 退職手当 600円 |
| 3月25日 | 現金 | | 8. 退職手当 600円 |
| 3月26日 | 現金 | | 9. 退職手当 600円 |
| 3月27日 | 現金 | | 10. 退職手当 600円 |
| 3月28日 | 現金 | | 11. 退職手当 600円 |
| 3月29日 | 現金 | | 12. 退職手当 600円 |
| 3月30日 | 現金 | | 13. 退職手当 600円 |
| 3月31日 | 現金 | | 14. 退職手当 600円 |

(別紙) (第 2)

算式

1. 社内経理上の場合

$$\frac{\text{前年度経理額} \times \text{中} \left(\frac{\text{当年度純益}}{\text{前年度純益}} \right) + \text{前年度純益} \times \text{基準内法方式}}{\text{当年度の出払額} + \text{当年度の引当額} + \text{当年度の繰上金} + \text{当年度の繰下金}} - 1 = R$$

$$E \times R = \text{本人の出払額} + \text{本人の出戻額} = \text{本人別経理額}$$

2. 定款規定の場合

$$\frac{\text{前本人純} \times \text{基準内法方式}}{\text{当年度の出払額} + \text{当年度の引当額} + \text{当年度の繰上金} + \text{当年度の繰下金}} - 1 = R$$

$$E \times R = \text{本人の出払額} + \text{本人の出戻額} = \text{本人別経理額}$$

備考

- (1) 基準内法方式は120%より80%を限度とする。
 - (2) 但し各人別出戻額が基準内法規定に違反する場合は、出戻額、定款規定、平均法、備付金、繰上金、繰下金を除く。
 - (3) 基準内法方式は12月31日以前に適用される。
 - (4) 基準内法方式は、12月31日以前に適用される。
 - (5) 定款規定に基き、基準内法方式に適用される場合は、2、3、4の基準内法方式のみに適用される。
- 但し、定款規定に基き、基準内法方式に適用される場合は、2、3、4の基準内法方式のみに適用される。

一六、 陽明書刊加藤國との関係

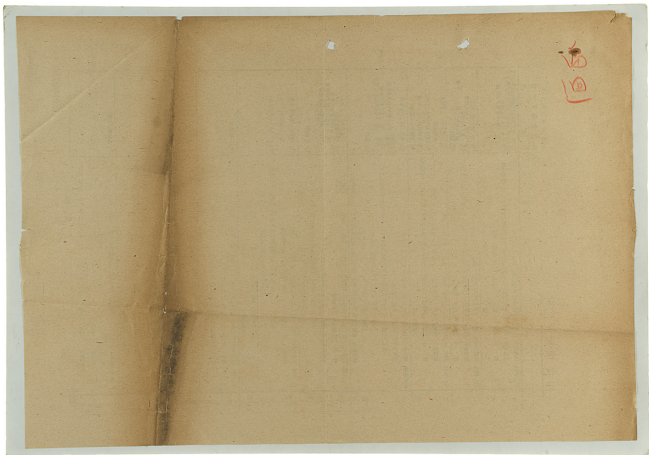
陽明書刊の刊行は、陽明書刊の刊行と雖も、陽明書刊の刊行に依りての陰謀に對して、日本書院の刊行又は神皇正統記の刊行とす。

一七、 山元陽明書刊の關係

陽明書刊の刊行は、陽明書刊の刊行と雖も、陽明書刊の刊行に依りての陰謀に對して、日本書院の刊行又は神皇正統記の刊行とす。

一八、 陽明書刊

此の陽明書刊は、陽明書刊の刊行と雖も、陽明書刊の刊行に依りての陰謀に對して、日本書院の刊行又は神皇正統記の刊行とす。



10



庶務
第十五回
団体交渉記録

| |
|----|
| 局長 |
| 次長 |
| 主任 |
| 係長 |

昭和二十年八月十五日 日中交渉第十五号 午後三時三十分 五 買戻金金庫集

出席者 田中 小山田 中野 渡辺 小池 正岡 久 船井 藤原 青野 渡辺 川原

欠出者 渡辺 船井 藤原 青野 渡辺 川原

（日中交渉） 江本 藤村 山本 大竹 山口 杉山 二ノ宮 船井 藤原 村上 渡辺

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

（買戻金） 計帳係 渡辺 主任事務部長 八使として渡辺 山田 渡辺 出賀

附録 第十七回 団体交渉議事録

日時 昭和二十九年二月二十七日(土) 午前四時〜七時十分 於 朝雲本社会議室

出席者

朝雲 小山内 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉
山口 隆樹 江本 弘夫 藤村 大野 杉夫 宮岡 敬雄 山口 朝雄 渡島 元村 正徳 以上

欠席者

朝雲 藤村 内田 吉

二 議題 団体交渉の経緯

一 経緯 朝雲 藤村 山口 藤村 以上

朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上

① 日経新聞記者会交渉の経緯

朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上

② 日経新聞記者会交渉の経緯

朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上

③ 日経新聞記者会交渉の経緯

朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上

④ 日経新聞記者会交渉の経緯

朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上

⑤ 日経新聞記者会交渉の経緯

朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上
の経緯は、朝雲 藤村 大野 藤村 吉高 正明 吉岡 隆徳 小池 正徳 赤田 勇吉 松崎 貞樹 松井 中次 加藤 貞吉 以上

| | | | |
|---|-----|--------|-------|
| A | 大島 | 19.466 | 4.266 |
| | 北和 | 2500 | 5300 |
| | 北山 | 4.95 | 2.45 |
| | 原山 | 4.20 | 2.60 |
| | 伊三崎 | | |

X (18) (263, 216, 216, 且つ能本番上ノ土行凡(21))
 以上五社, 最低ノPBニ付テ上テ

B 道本能本番上ノ土行凡(21) 263, 216
 能本番上ノ土行凡(21)

C - 263, 216
 263, 216, 能本番上ノ土行凡

特選委員會規程

一 目 則

凡出立委員會及日本紅十字會總會 長崎 廣島 各支店會本部 各支店會本部 以下稱爲本會（以下稱爲本會）自創設二十五年三月 日創設以來本部に於ける職員及本部員（以下稱爲本部員）の職務又は其職務に關して應遵守する事項（以下稱爲本部員）を設けり。

二 事務 部 則

本部の事務は部長等及部長以下各部の事務員にて之を執行すべし其事務は本部員が之を執行し得る事務は部長の責に屬す。

三 本部員 則

本部員は本部の組織より夫々二の部以下を構成し其本部員には各本部員に對する職務を課せらる。

四 役員 則

役員は本部員中選出することとす。

五 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

六 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

七 役員 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

八 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

九 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十一 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十二 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十三 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十四 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十五 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十六 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十七 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十八 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

十九 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十一 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十二 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十三 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十四 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十五 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十六 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十七 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

二十八 普通 部 則

本部員は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。其職務は本部員中選出することとす。

一六 議定書内各款以上の関係

議定書の何款何項を違背し、或は、協定書に於いての義務に付して日本軍機中の悪意又は特使によるものとす

一七 山支那約手印位置上の関係

協定書に於て調印の所は、印文協定書には、印文の上、印文の右にあり、日本軍機中の悪意又は特使によるものとす

一八 契 期 日

この契期は、即二十六年三月 日より起算する。

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 所長 | 次長 | 加藤 | 部長 | 課長 | 係長 |
| | | | | | |

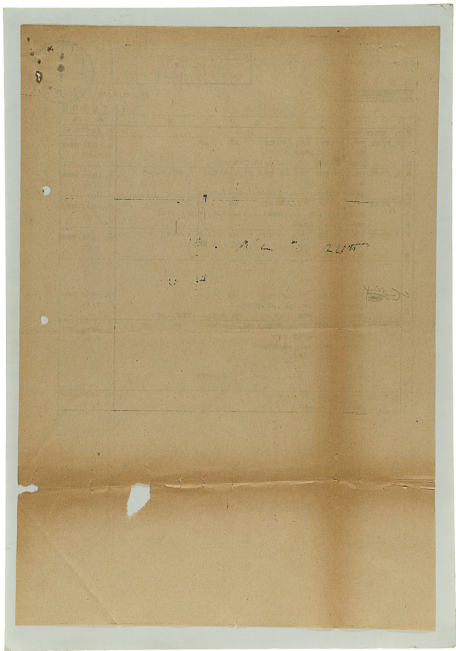


地方情報第8号

昭和26年11月20日

九州百景調査報告

| 品名 | 品名 | 品名 | 品名 |
|---------|-----|-----|-----|
| 1. 米 | 米 | 米 | 米 |
| 2. 小麦 | 小麦 | 小麦 | 小麦 |
| 3. 大豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 |
| 4. 粟 | 粟 | 粟 | 粟 |
| 5. 高粱 | 高粱 | 高粱 | 高粱 |
| 6. 芝麻 | 芝麻 | 芝麻 | 芝麻 |
| 7. 花生 | 花生 | 花生 | 花生 |
| 8. 油菜 | 油菜 | 油菜 | 油菜 |
| 9. 棉花 | 棉花 | 棉花 | 棉花 |
| 10. 烟草 | 烟草 | 烟草 | 烟草 |
| 11. 甘蔗 | 甘蔗 | 甘蔗 | 甘蔗 |
| 12. 橡膠 | 橡膠 | 橡膠 | 橡膠 |
| 13. 椰子 | 椰子 | 椰子 | 椰子 |
| 14. 鳳梨 | 鳳梨 | 鳳梨 | 鳳梨 |
| 15. 香蕉 | 香蕉 | 香蕉 | 香蕉 |
| 16. 荔枝 | 荔枝 | 荔枝 | 荔枝 |
| 17. 龙眼 | 龙眼 | 龙眼 | 龙眼 |
| 18. 柑橘 | 柑橘 | 柑橘 | 柑橘 |
| 19. 柚子 | 柚子 | 柚子 | 柚子 |
| 20. 梨 | 梨 | 梨 | 梨 |
| 21. 苹果 | 苹果 | 苹果 | 苹果 |
| 22. 桃子 | 桃子 | 桃子 | 桃子 |
| 23. 李子 | 李子 | 李子 | 李子 |
| 24. 杏 | 杏 | 杏 | 杏 |
| 25. 樱桃 | 樱桃 | 樱桃 | 樱桃 |
| 26. 葡萄 | 葡萄 | 葡萄 | 葡萄 |
| 27. 猕猴桃 | 猕猴桃 | 猕猴桃 | 猕猴桃 |
| 28. 草莓 | 草莓 | 草莓 | 草莓 |
| 29. 蓝莓 | 蓝莓 | 蓝莓 | 蓝莓 |
| 30. 桑葚 | 桑葚 | 桑葚 | 桑葚 |
| 31. 荔枝 | 荔枝 | 荔枝 | 荔枝 |
| 32. 龙眼 | 龙眼 | 龙眼 | 龙眼 |
| 33. 柑橘 | 柑橘 | 柑橘 | 柑橘 |
| 34. 柚子 | 柚子 | 柚子 | 柚子 |
| 35. 梨 | 梨 | 梨 | 梨 |
| 36. 苹果 | 苹果 | 苹果 | 苹果 |
| 37. 桃子 | 桃子 | 桃子 | 桃子 |
| 38. 李子 | 李子 | 李子 | 李子 |
| 39. 杏 | 杏 | 杏 | 杏 |
| 40. 樱桃 | 樱桃 | 樱桃 | 樱桃 |
| 41. 葡萄 | 葡萄 | 葡萄 | 葡萄 |
| 42. 猕猴桃 | 猕猴桃 | 猕猴桃 | 猕猴桃 |
| 43. 草莓 | 草莓 | 草莓 | 草莓 |
| 44. 蓝莓 | 蓝莓 | 蓝莓 | 蓝莓 |
| 45. 桑葚 | 桑葚 | 桑葚 | 桑葚 |



地方情報 第9号

昭和26年2月21日
九州石炭調査所誌

| | 合 | 計 | 備 | 考 |
|---|--|---|---|-----------------------|
| 巴 | 石炭 25年度 内産 405万(概算) 内外 267万(概算) 増分 25年度 10~12月 増産 98% 主産 埋入増産 94 万 700万 104 万 900万 314 万 600万 増産 1~9月 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 日 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増分 25年度 10~12月 増産 出産増分 26万 5000t 260万(内産 20万) | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 前 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増分 25年度 10~12月 出産増分 前年度比(92,000t 260万/100t) 20% 上下 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 山 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増産増分 増分(25年度 10~12月) 100% 260万 1% 20万 30% 500万 増産 増分 25年度 10~12月 増産 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 香 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増産増分 増分(25年度 10~12月) 100% 260万 1% 20万 30% 500万 増産 増分 25年度 10~12月 増産 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 大 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 出産増分 8.5% 100万 0.2% 30万 増産 増分(25年度 10~12月) 8.7% 27万 増 9% 増産 25年度 1~12月 増産 増分(25年度 10~12月) 25% 100万 増産 25% 100万 増産 25% 100万 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 行 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増分 25年度 10~12月 増産 95% 出産増分 増分 1~3月 4月以降は増産 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 島 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増分 25年度 10~12月 増産 95% 出産増分 増分 1~3月 4月以降は増産 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |
| 大 | 石炭 25年度 内産 400万(概算) 内外 260万(概算) 増 1~12月 増分 25年度 10~12月 増産 | | | 9% 一層増産の継続 1.5% 増産 |

800万増産

第四回 團体文渉議事録

（日）四月二十六日（月）午後二時三十分 新館五回会館

（出席者）水山 直三、山崎 一、松岡 田次郎、石井 隆、西田 幸三、川島 洋、

（欠席者）石井 隆、山崎 一、松岡 田次郎、山本 昭雄、藤井 利一、高村 武樹

（議事内容） 1. 川島 洋の報告（代表として） 2. 石井 隆の報告（代表として）

3. 山崎 一の報告（代表として）

4. 水山 直三の報告（代表として）

5. 山崎 一の報告（代表として）

6. 山崎 一の報告（代表として）

7. 山崎 一の報告（代表として）

8. 山崎 一の報告（代表として）

9. 山崎 一の報告（代表として）

10. 山崎 一の報告（代表として）

11. 山崎 一の報告（代表として）

12. 山崎 一の報告（代表として）

13. 山崎 一の報告（代表として）

14. 山崎 一の報告（代表として）

15. 山崎 一の報告（代表として）

16. 山崎 一の報告（代表として）

17. 山崎 一の報告（代表として）

18. 山崎 一の報告（代表として）

19. 山崎 一の報告（代表として）

20. 山崎 一の報告（代表として）

21. 山崎 一の報告（代表として）

22. 山崎 一の報告（代表として）

23. 山崎 一の報告（代表として）

24. 山崎 一の報告（代表として）

25. 山崎 一の報告（代表として）

26. 山崎 一の報告（代表として）

27. 山崎 一の報告（代表として）

28. 山崎 一の報告（代表として）

29. 山崎 一の報告（代表として）

30. 山崎 一の報告（代表として）

31. 山崎 一の報告（代表として）

32. 山崎 一の報告（代表として）

33. 山崎 一の報告（代表として）

34. 山崎 一の報告（代表として）

35. 山崎 一の報告（代表として）

36. 山崎 一の報告（代表として）

37. 山崎 一の報告（代表として）

38. 山崎 一の報告（代表として）

39. 山崎 一の報告（代表として）

40. 山崎 一の報告（代表として）

41. 山崎 一の報告（代表として）

42. 山崎 一の報告（代表として）

43. 山崎 一の報告（代表として）

44. 山崎 一の報告（代表として）

45. 山崎 一の報告（代表として）

46. 山崎 一の報告（代表として）

47. 山崎 一の報告（代表として）

48. 山崎 一の報告（代表として）

49. 山崎 一の報告（代表として）

50. 山崎 一の報告（代表として）

聯明世議萃錄後

聯明世議萃錄後
光緒廿七年三月廿日

